

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をすることによって、各自がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>令和2年4月～

- 社内掲示による諸制度の周知をする。
- 相談窓口の設置をする。

目標2：出産や育児による退職者について再雇用する制度を導入する

<対策>令和2年4月～

- 復帰後の働き方について、業務内容や勤務体制の見直しを進める。
- 勤務体制として、「始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度」を導入する。